島

公

告

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 ○道路の区域を変更する件 ○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 ○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

福島県教育委員会

○随意契約の相手方を決定した件四件

○落札者を決定した件 ○一般競争入札を行う件□

一件

○福島県指定重要文化財又は福島県指定史跡名勝天然記念物として指 定する件の 一部を改正する件

示

告

福島県告示第六十九号

づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域 は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年二月六日から同年三月六日まで福 項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 平成三十年二月六日 「法」という。) 第八条第

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 カワチ薬品福島西店 福島県福島市泉字下鎌二九番地 一ほか

> \equiv 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 平面計画変更による、建築基準法への適合性を確認すること。 意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

福島県告示第七十号

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第 一十九条の規定により、 次のように保

平成三十年二月六日

解除予定保安林の所在場所

福島県知事

内

堀

雅

雄

双葉郡楢葉町大字前原字下川原八六の四

保安林として指定された目的 水害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(森林保全課)

至 モ 픒

福島県告示第七十一号

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

福島県知事

内

堀

雅

雄

平成三十年二月六日

解除予定保安林の所在場所 双葉郡楢葉町大字前原字下川原五一の三、六〇の五

蘣

保安林として指定された目的

風害の防備

 \equiv 解除の理由 指定理由の消滅

森林保全課

福島県告示第七十二号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十年二月六日

福島県知 事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

の一、六三一二の二、六三一二の四、六三一二の五、六三一四から六三三九まで、六 三〇九の四、六三一〇の一、六三一〇の四、六三一一の一、六三一一の四、六三一二 の一、六二八八から六三〇七まで、六三〇八の一、六三〇八の三、六三〇九の一、六一三の二、六二一四、六二一五の一、六二一六の一、六二一七、六二一八、六二八七 一四〇の一、六三四〇の二、六三四一 喜多方市上三宮町吉川字山ノ神六二一二の一、六二一二の二、六二一三の一、六二

二 保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

二の四、六三一二の五 字山ノ神六三一一の一、六三一一の四、六三一二の一、六三一二の二、六三一次の森林については、主伐は、択伐による。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 次のとおりとする。

(森林保全課

福島県告示第七十三号

福

計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年二月六日から二週間一般の縦覧に供すついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

-成三十年二月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一一一一般国道		路 線 名	
米田八番地 喜多方市関		区	
地先まで 温川町天沼字 大田町西勝字		間	
変更後	変更前	の多	変更更
1安		別仓	後前
二 · 四 〈	二〇九・〇	(メートル)	敷地の幅員
四	四	(x	延
一 九 〇 し	一〇九・〇	/ートル)	長

福島県告示第七十四号

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一 項の規定により、 都市計画事

<u>一</u>〇九・〇

(道路計画課)

平成三十年二月六日

都市計画事業の種類及び名称 西会津都市計画下水道事業 施行者の名称 西会津町 西会津町特定環境保全

福島県知事

内

堀

雅 雄

公共下水道 (野沢処理区)

四三

事業施行期間 (変更前) 平成九年四日事業認可の年月日 平成九年四月十八日 (変更後) 平成九年四月十八日から平成三十七年三月三十一日ま平成九年四月十八日から平成三十年三月三十一日まで

事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十七年

Ŧi.

字樋ノ口前、字五百刈、字中屋敷、字権ノ村前、 字森野、字前谷地、字向谷地、字樋ノ口原、字道東、字萱本、 西原、字下平、字宮北、字新森野、字道西、字宮西、字石田道、 福島県告示第百二十八号)の事業地に耶麻郡西会津町尾野本字 南ノ前及び字大桜の各一部の区域を加える。 字舘ノ越、 字

使用の部分 変更なし

公

(下水道課)

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合医療情報システムに関するシステム提供及び運用保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年2月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県総合医療情報システムに関するシステム提供及び運用保守業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成30年9月1日から平成35年2月28日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。

平成30年2月6日 火曜日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 都道府県において、この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等程度の業務(救急医療情報システム(広域災害・救急医療情報システム(厚生労働省)とのシステム接続を含む。)の構築及び保守・運用)について履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会から情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS認証を取得している者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年3月5日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年3月5日(月)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課

電 話 024-521-7221

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - 3に掲げる場所において、平成30年2月6日(火)から同年3月5日(月)まで(土曜日、日曜日及び同年2月12日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年3月2日(金)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 平成30年3月20日(火)午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎7階保健福祉部会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年 3月19日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Provision and services for operation and maintenance of the comprehensive medical information system of Fukushima Prefecture 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 10:00a.m., 20 March 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m., 19 March 2018
- (4) Contact point for the notice: Local Medical Care Division, Health & Hygiene Promotion Section, Social Health & Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7221

(地域医療課)

公告第15号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける養鶏分場跡地管理事業産業廃棄物撤去処分・収集運搬業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年2月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 養鶏分場跡地管理事業産業廃棄物撤去処分・収集運搬業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年10月31日まで
- (4) 履行場所 福島県農業総合センター畜産研究所養鶏分場及び福島県県中家畜保健 衛生所 (郡山市富田地内)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしてい

る者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を 有する者であること。
 - ア処分業務に関する資格要件

平成30年2月6日 火曜日

次に掲げる全ての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分業の許可及び廃掃法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物の処分業の許可を有している者であること。

- (7) 産業廃棄物 汚泥、廃プラスチック類及び動物の死体
- (4) 特別管理産業廃棄物 感染性産業廃棄物 (汚泥)
- イ 収集運搬業務に関する資格要件

次に掲げる全ての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、廃掃法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可及び廃掃法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を福島県知事及び産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)より受けている者であること。

- (7) 産業廃棄物 汚泥、廃プラスチック類及び動物の死体
- (4) 特別管理産業廃棄物 感染性産業廃棄物 (汚泥)
- (5) この公告の日から過去5年間において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人においてこの業務と同種の業務を実施した実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年2月28日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵 便 番 号 960-8670 福島県福島市杉 妻 町 2 番 16号

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課

電 話 024-521-7394

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年2月28日(水)午後5時15分まで必着とする。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - 3 に掲げる場所において、平成30年2月6日(火)から同月28日(水)まで(土曜日、日曜日及び同月12日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年2月26日(月)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成30年3月19日(月)午後4時
 - (2) 場所 福島県自治会館8階802会議室(福島県福島市中町8番2号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年3月16日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。 なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めな
- 7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

- 8 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 入札説明書による。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Disposal of underground industrial waste, 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 4:00 p.m., 19 March 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:15 p.m., 16 March 2018
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7394

(農林総務課)

公告第16号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道294号・(仮称)五郎窪トンネル工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
 - 国道294号・(仮称) 五郎窪トンネル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 - 平 成 29年 12月 25日
- 4 落札者の氏名及び住所 西松・壁巣特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区大町二丁目8番33号
- 5 落札金額
 - 4,128,732,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成 29年 10月 3 日

(土木総務課)

公告第17号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月6日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 脱水活泥収焦運搬及び処分業務(周由海化セ
 - 脱水汚泥収集運搬及び処分業務(県中浄化センター) 3,600 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年11月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地

- 5 随意契約に係る契約金額
 - 21.384円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第18号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月6日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
 - 脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 6,00
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成 29年 11月 30日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額 16,200円(1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第19号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月6日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
 - 脱水汚泥処分業務 (県中浄化センター) 8,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成 29年 11月 30日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
- 14,040円 (1 t 当たり) 6 契約の相手方を決定した手続
 - 随 意 契 約
- 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第20号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄 化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下 「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条 の11第1項の規定により公告する。

県

報

平成30年2月6日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 1
 - 脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 2 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 随意契約の相手方を決定した日 3 平成 29年11月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 4 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8 開発運輸株式会社
- 5 随意契約に係る契約金額 10,800円 (1 t 当たり)
- 契約の相手方を決定した手続 6 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

福 島 県 教 育 委員 会

福島県指定重要文化財又は福島県指島県教育委員会告示第一号

年福島県教育委員会告示第四号)

の一部を次のように改正する。

定史跡名勝天然記念物として指定する件

昭 和 兀

福島県指定史跡名勝天然記念物の表中 ·成三十年二月六日 「観海堂」 を 「観海堂跡」に改める。 福島県教育委員会

(文化財課)

リサイクル適性®